

平成 1 9 年第 1 回笠間市議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成 1 8 年 1 2 月 2 7 日

笠間市長 山 口 伸 樹

1 . 期 日 平成 1 9 年 1 月 5 日 (金)

1 . 場 所 笠間市議会議場

1 . 付議事件

- 1 議長の選挙について
 - 2 副議長の選挙について
 - 3 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則
 - 4 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例
 - 5 常任委員会委員の選任について
 - 6 議会運営委員会委員の選任について
 - 7 水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
 - 8 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙について
 - 9 筑北環境衛生組合議会議員の選挙について
 - 10 笠間・水戸環境組合議会議員の選挙について
 - 11 茨城地方広域環境事務組合議会議員の選挙について
 - 12 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中継続調査について
- 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (一般会計補正予算
・第 6 号)
- 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて (笠間市等公平委員
会規約の変更について)
- 報告第 3 号 専決処分の報告について (損害賠償の額を定め、和解する
ことについて)
- 議案第 1 号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて
- 議案第 2 号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

平成19年第1回笠間市議会臨時会会期日程

	月 日	曜日	会議名	議 事
1	1月 5日	金	本会議	<p>開会 仮議席の指定 議長選挙 議席の指定 会議録署名議員の指名 会期の決定 副議長選挙 常任委員会委員・議会運営委員会委員の選任 各一部事務組合議会議員選挙 議案上程、説明、質疑、討論、採決 閉会</p>

平成19年第1回
笠間市議会臨時会会議録

平成19年1月5日 午前10時01分開会

出席議員

議長	28	番	石	崎	勝	三	君
副議長	13	番	萩	原	瑞	子	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	蛭	澤	幸	一	君
	4	番	野	口		圓	君
	5	番	藤	枝		浩	君
	6	番	鈴	木	裕	士	君
	7	番	鈴	木	貞	夫	君
	8	番	西	山		猛	君
	9	番	村	上	典	男	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海老	澤		勝	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	17	番	町	田	征	久	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	市	村	博	之	君
	20	番	野	原	義	昭	君
	21	番	杉	山	一	秀	君
	22	番	柴	沼		広	君
	23	番	小園	江	一	三	君
	24	番	須	藤	勝	雄	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海老	澤	勝	男	君

(その2)

- 日程第1 議席の指定について
- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 会期の決定について
- 日程第4 選挙第2号 副議長の選挙について
- 日程第5 議員提出議案第1号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第6 議員提出議案第2号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第7 常任委員会委員の選任について
- 日程第8 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第9 選挙第3号 水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
- 日程第10 選挙第4号 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙について
- 日程第11 選挙第5号 筑北環境衛生組合議会議員の選挙について
- 日程第12 選挙第6号 笠間・水戸環境組合議会議員の選挙について
- 日程第13 選挙第7号 茨城地方広域環境事務組合議会議員の選挙について
- 日程第14 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
(一般会計補正予算・第6号)
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
(笠間市等公平委員会規約の変更について)
- 報告第3号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定め、和解することについて)
- 日程第15 議案第1号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第16 議案第2号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

1. 本日の会議に付した事件

(その1)

- 日程第1 仮議席の指定について
- 日程第2 選挙第1号 議長の選挙について

(その2)

- 日程第1 議席の指定について
- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 会期の決定について
- 日程第4 選挙第2号 副議長の選挙について
- 日程第5 議員提出議案第1号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則

- 日程第6 議員提出議案第2号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第7 常任委員会委員の選任について
- 日程第8 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第9 選挙第3号 水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
- 日程第10 選挙第4号 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙について
- 日程第11 選挙第5号 筑北環境衛生組合議会議員の選挙について
- 日程第12 選挙第6号 笠間・水戸環境組合議会議員の選挙について
- 日程第13 選挙第7号 茨城地方広域環境事務組合議会議員の選挙について
- 日程第14 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
(一般会計補正予算・第6号)
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
(笠間市等公平委員会規約の変更について)
- 報告第3号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定め、和解することについて)
- 日程第15 議案第1号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第16 議案第2号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議会事務局長(鈴木健二君) おはようございます。

このたびの臨時会は、改選後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。本日の出席議員中、鈴木貞夫議員が年長議員でございますので、鈴木貞夫議員に臨時議長をお願いいたします。

鈴木(貞)議員、議長席をお願いいたします。

(臨時議長 鈴木貞夫君着席)

臨時議長(鈴木貞夫君) ただいまご紹介いただきました鈴木貞夫です。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職を務めさせていただきます。ふなれではございますが、何とぞよろしくご協力のほどお願い申し上げます。

午前10時01分開会

開会の宣告

臨時議長(鈴木貞夫君) ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから

平成19年第1回笠間市議会臨時会を開会いたします。

開議の宣告

臨時議長（鈴木貞夫君） 直ちに、本日の会議を開きます。

市長あいさつ

臨時議長（鈴木貞夫君） ここで、あらかじめ山口市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 平成19年第1回笠間市議会臨時会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、平成19年の輝かしい新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。また、本日の臨時会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。この後、新しい議会の体制が誕生するわけですが、新正副議長を中心に、円滑な議会運営がなされ、議会での議論、審議が活発に行われ、引き続き私ども執行部に対してご指導とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今臨時会におきましては、報告3件と議案2件のご審議をお願いするものでございます。慎重なる審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、ごあいさつといたします。

臨時議長（鈴木貞夫君） ありがとうございます。

では、これより議事日程に入ります。

仮議席の指定について

臨時議長（鈴木貞夫君） 日程第1、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

選挙第1号 議長の選挙について

臨時議長（鈴木貞夫君） 日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

直ちに、議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（鈴木貞夫君） ただいまの出席議員は28名であります。
投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

臨時議長（鈴木貞夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（鈴木貞夫君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

臨時議長（鈴木貞夫君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。他事の記載、白票は無効となります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

議会事務局長に点呼を命じます。

議会事務局長（鈴木健二君） それでは、私の方から議席順にお名前をお呼びしますの
で、よろしく願いをいたします。

〔議会事務局長氏名を点呼、各員順次投票〕

1番	村	上	典	男	議員	
2番	小	磯	節	子	議員	
3番	西	山		猛	議員	
4番	石	松	俊	雄	議員	
5番	石	田	安	夫	議員	
6番	畑	岡		進	議員	
7番	海	老	澤	勝	議員	
8番	姥	澤	幸	一	議員	
9番	野	口		圓	議員	
10番	柴	沼		広	議員	
11番	大	関	久	義	議員	
12番	萩	原	瑞	子	議員	
13番	市	村	博	之	議員	
14番	小	園	江	一	三	議員
15番	藤	枝		浩	議員	
16番	中	澤		猛	議員	
17番	石	崎	勝	三	議員	
18番	須	藤	勝	雄	議員	
19番	上	野		登	議員	

20番 野原義昭 議員
21番 鈴木裕士 議員
22番 竹江浩 議員
23番 海老澤勝男 議員
24番 横倉きん 議員
25番 町田征久 議員
26番 常井好美 議員
27番 杉山一秀 議員
28番 鈴木貞夫 議員

臨時議長（鈴木貞夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（鈴木貞夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

開 票

臨時議長（鈴木貞夫君） 開票を行います。

開票の立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番村上典男君、2番小磯節子君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いいたします。

〔村上典男君、小磯節子君立ち会いの上開票〕

臨時議長（鈴木貞夫君） 選挙の結果をご報告いたします。

投票総数28票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、

有効投票 26票

無効投票 2票

有効投票中、

石崎勝三君 26票

以上であります。

この選挙の法定得票数は7票であります。よって、石崎勝三君が議長に当選されました。

当選告知

臨時議長（鈴木貞夫君） 議長に当選されました石崎勝三君が議場におられますので、

会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

議長あいさつ

臨時議長（鈴木貞夫君） 議長石崎勝三君、登壇の上、ごあいさつをお願いいたします。

〔議長 石崎勝三君登壇〕

議長（石崎勝三君） 議場内の皆様方、新年明けましておめでとうございます。

ただいま臨時議長よりお許しをいただきましたので、議長就任のあいさつを始めたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまは、議員の皆様方に温かいご推挙を受けまして、笠間市議会議員の議長職を拝命させていただきました。拝命をさせていただいてお引き受けをしたからには、8万1,000余の市民のために、議員各位のこれからの特段のお力添え、さらには執行部各位の特段のお力添えとご援助を仰ぎながら、その議長職を汚すことなく全うしていきたいと考えております。どうぞこれからよろしく願いをいたしまして、私の御礼とお願いにかえさせていただきます。

きょうは、ありがとうございました。（拍手）

臨時議長（鈴木貞夫君） 以上をもちまして、臨時議長の職務をすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

議長席を議長と交代いたします。

〔臨時議長 鈴木貞夫君退席、議長 石崎勝三君着席〕

議長（石崎勝三君） ここで、議事整理、資料配付のために暫時休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時28分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告

議長（石崎勝三君） この際、諸般の報告をいたします。

執行部側から、議案につきましては、さきに市長より送付されたとおりであります。

議事日程の報告

議長（石崎勝三君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

また、地方自治法第 121 条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付をいたしました資料のとおりであります。

ここで暫時休憩いたします。

午前 10 時 29 分休憩

午後 1 時 01 分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議事日程に入ります。

議席の指定について

議長（石崎勝三君） 日程第 1、議席の指定を行います。

会議規則第 4 条第 1 項の規定により、ただいまのご着席の議席を指定いたします。

会議録署名議員の指名について

議長（石崎勝三君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、議長において、1 番小磯節子君、2 番石田安夫君を指名いたします。

会期の決定について

議長（石崎勝三君） 日程第 3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、会期は 1 日間と決定いたしました。

選挙第 2 号 副議長の選挙について

議長（石崎勝三君） 日程第 4、選挙第 2 号 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

直ちに、議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 8番西山議員。

8番（西山 猛君） 8番西山です。

選挙ということですから、私、投票によるものだと思いますから、候補者を明確にして
いただきたいと思いますが、よろしく願います。

議長（石崎勝三君） 暫時休憩いたします。

午後1時04分休憩

午後1時06分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は28名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

議長（石崎勝三君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（石崎勝三君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。他事の記載、白票は無効となります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順に投票を願います。

事務局長に点呼を命じます。

議会事務局長（鈴木健二君） それでは、議席順に申し上げます。

〔議会事務局長氏名を点呼、各員順次投票〕

1番	小	磯	節	子	議員
2番	石	田	安	夫	議員
3番	蛭	澤	幸	一	議員
4番	野	口		圓	議員
5番	藤	枝		浩	議員
6番	鈴	木	裕	士	議員
7番	鈴	木	貞	夫	議員
8番	西	山		猛	議員
9番	村	上	典	男	議員

10番	石松俊雄	議員
11番	畑岡進	議員
12番	海老澤勝	議員
13番	萩原瑞子	議員
14番	中澤猛	議員
15番	上野登	議員
16番	横倉きん	議員
17番	町田征久	議員
18番	大関久義	議員
19番	市村博之	議員
20番	野原義昭	議員
21番	杉山一秀	議員
22番	柴沼広	議員
23番	小園江一三	議員
24番	須藤勝雄	議員
25番	竹江浩	議員
26番	常井好美	議員
27番	海老澤勝男	議員
28番	石崎勝三	議員

議長（石崎勝三君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開 票

議長（石崎勝三君） 開票を行います。

開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番小磯節子君、2番石田安夫君を指名いたします。

両君の立ち会いをお願いいたします。

〔小磯節子君、石田安夫君立ち会いの上開票〕

議長（石崎勝三君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数28票、これは先ほどの出席議員に符合いたしております。

そのうち、

有効投票 27票

無効投票 1票

有効投票中、

萩原瑞子君 20票

町田征久君 5票

市村博之君 2票

以上であります。

この選挙の法定得票数は7票であります。よって、13番萩原瑞子君が副議長に当選されました。

当選告知

議長（石崎勝三君） ただいま副議長に当選されました13番萩原瑞子君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

副議長あいさつ

議長（石崎勝三君） 副議長萩原瑞子君、登壇の上、あいさつをお願いいたします。
副議長萩原瑞子君。

〔副議長 萩原瑞子君登壇〕

副議長（萩原瑞子君） 議長の職務が支障のないようサポートしてまいりたいと考えておりますので、どうぞ皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。（拍手）

議員提出議案第1号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則

議長（石崎勝三君） 日程第5、議員提出議案第1号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

18番大関久義君。

〔18番 大関久義君登壇〕

18番（大関久義君）

議員提出議案第1号

笠間市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出するものであります。

平成19年1月5日

笠間市議会議長 様

提出者	笠間市議会議員	大 関 久 義
賛成者	〃	畑 岡 進
〃	〃	須 藤 勝 雄
〃	〃	鈴 木 貞 夫

提案理由であります。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、笠間市議会会議規則の一部を改正する必要性が生じたため本案を提出するものであります。

それでは、改正の内容につきましてご説明させていただきます。

初めに、第14条の改正でございますが、地方自治法第109条の改正により、常任委員会に議案提出権が認められたこと及び議案を提出するときは文書をもってしなければならない旨が規定されたことにより、記載のとおり、第2項として新たに規定するものであります。

次に、第19条の改正であります。ただいまの第14条の改正のところでご説明させていただきましたように、常任委員会に議案提出権が認められたことに伴い、委員会が提出し会議の議題となった議案の撤回の承認を求めようとするときは、委員会の総意に基づき議案を提出するものであることから、撤回をするときも委員会の承認を得てから委員長が議長に請求しなければならないとするものであります。

次に、第37条の改正であります。委員会の議案提出権が認められたことに伴い、委員会提出議案は、当該議案を所管する委員会から提出することが多くなると考えられることから、所管の常任委員会に付託する必要性が低いため、原則、委員会に付託しないとするものであります。ただし、議長が必要であると判断したときは、議会の議決により各委員会に付託することができる旨の例外規定を定めるものであります。

前述しました内容の規定を第2項として新たに追加することにより、議案等の説明については、「提出者の説明」を「前2項における提出者の説明」に改め、委員会への付託の省略については、委員会提出議案は委員会に付託しないこととなるため、第1項にのみ適用されるので、「又は委員会付託」を「及び第1項における委員会の付託」に改めるものであります。

次に、第78条の改正であります。今回の地方自治法の改正により会議録を電磁的記録により作成することが可能となったため、これまでの冊子によるものから電磁的記録とすることがいつでもできるようにするため、改正をするものであります。

次に、第79条及び81条の改正であります。この件につきましても、第78条同様、電磁的記録による会議録の作成が可能となったことにより、記載のとおり改正するものであります。

次に、第98条第2項の改正であります。地方自治法第109条の2第3項が新たに追加

されたことにより、現行の第3項が第4項に繰り下がったため、「法第109条の2第3項」を「法第109条の2第4項」に改めるものでございます。

次に、第142条及び154条の改正でございますが、第37条第2項が新たに追加されたことにより、現行の第2項が第3項に繰り下がったため、それぞれ「第37条第2項」を「第37条第3項」に改めるものでございます。

附則でございますが、この規則は公布の日から施行するものであります。

議員各位におかれましては、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明といたします。

議長（石崎勝三君） 提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第2号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例

議長（石崎勝三君） 日程第6、議員提出議案第2号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

18番大関久義君。

〔18番 大関久義君登壇〕

18番（大関久義君）

議員提出議案第2号

笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 112条第 2 項及び会議規則第14条の規定により提出するものであります。

平成19年 1 月 5 日

笠間市議会議長 様

提出者	笠間市議会議員	大 関 久 義
賛成者	〃	畑 岡 進
〃	〃	須 藤 勝 雄
〃	〃	鈴 木 貞 夫

提案理由であります。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、笠間市議会委員会条例の一部を改正する必要性が生じたため、本案を提出するものであります。

それでは、改正の内容につきましてご説明させていただきます。

初めに、第 2 条第 1 号及び第 2 号の改正でございますが、現行は、在任特例期間終了後の議員定数が30人となっておりますので、第 1 号及び第 2 号の委員定数はそれぞれ 8 人となっておりますが、平成18年第 3 回定例会におきまして議員定数が28人となったことにより、それぞれ 7 人と改めるものであります。

次に、第 5 条の改正であります。現行は、委員の任期は選任の日から起算することになっております。ただし、2 年の任期ですので、任期満了を前に改選をすることになるわけですが、委員を選任するには議長が本会議に諮らなければならないため、ただし書きが規定されておりますが、閉会中においては議長が委員を選任することができるため、ただし書きの必要性がなくなるものであります。

次に、第 8 条の改正であります。地方自治法第 109条第 3 項の規定に基づき、ただし書きで、閉会中においては議長が委員を選任することができる例外を規定するものであります。

次に、第14条の改正であります。現行では、委員が辞任するときは議会の許可を必要としていたものを、議長の許可で辞任ができるとするものであります。

次に、第22条の改正であります。地方自治法の規定が第30条第 2 項に出てくるため、「以下「法」という。」を追加するものであります。

最後に、第30条の改正であります。地方自治法の改正により、電磁的記録によることが可能となったことによる改正であります。

附則でございますが、この規則は、公布の日から施行するものであります。

議員各位におかれましては、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明といたします。

議長（石崎勝三君） 提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、これらの公布手続等のため休憩いたします。

午後1時35分休憩

午後3時30分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会委員の選任について

議長（石崎勝三君） 日程第7、常任委員会の委員の選任についてを議題といたします。常任委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたします。

総務委員会委員に、8番西山 猛君、2番石田安夫君、12番海老澤 勝君、3番蛭澤幸一君、18番大関久義君、19番市村博之君、16番横倉きん君、以上でございます。

文教厚生委員会委員に、11番畑岡 進君、13番萩原瑞子君、24番須藤勝雄君、25番竹江 浩君、27番海老澤勝男君、17番町田征久君、21番杉山一秀君、以上でございます。

産業経済委員会委員に、9番村上典男君、1番小磯節子君、10番石松俊雄君、4番野口 圓君、23番小園江一三君、28番石崎勝三、15番上野 登君、以上でございます。

土木建設委員会委員に、22番柴沼 広君、5番藤枝 浩君、14番中澤 猛君、20番野原義昭君、6番鈴木裕士君、26番常井好美君、7番鈴木貞夫君、以上のとおり指名いたしましたと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決しました。

議会運営委員会委員の選任について

議長（石崎勝三君） 日程第 8、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会の委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長において指名いたします。

議会運営委員会の委員に、11 番畑岡 進君、19 番市村博之君、22 番柴沼 広君、23 番小園江一三君、24 番須藤勝雄君、25 番竹江 浩君、26 番常井好美君、27 番海老澤勝男君を指名いたします。

以上のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

選挙第 3 号 水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

議長（石崎勝三君） 日程第 9、選挙第 3 号 水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

本件は、組合格約第 5 条第 2 項の規定により、議員の中から 2 名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

さらにお諮りしたいと思います。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決

しました。

水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員に、16番横倉きん君、1番小磯節子君、両君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました両君を、水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました両君が、水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

当選告知

議長（石崎勝三君） ただいま当選されました両君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

選挙第4号 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙について

議長（石崎勝三君） 日程第10、選挙第4号 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙を行います。

本件は、組合規約第5条第2項の規定により、議員の中から6名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

笠間地方広域事務組合議会議員に、8番西山 猛君、10番石松俊雄君、4番野口 圓君、

16番横倉きん君、5番藤枝 浩君、20番野原義昭君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君を、笠間地方広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6名の諸君が、笠間地方広域事務組合議会議員に当選されました。

当選告知

議長（石崎勝三君） ただいま当選されました6名の諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

選挙第5号 筑北環境衛生組合議会議員の選挙について

議長（石崎勝三君） 日程第11、選挙第5号 筑北環境衛生組合議会議員の選挙を行います。

本件は、組合規約第5条第2項の規定により、議員の中から4名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

筑北環境衛生組合議会議員に、2番石田安夫君、14番中澤 猛君、21番杉山一秀君、7番鈴木貞夫君の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君を、筑北環境衛生組合議会議員の当選人と定めることに

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました4名の諸君が、筑北環境衛生組合議会議員に当選されました。

当選告知

議長（石崎勝三君） ただいま当選されました4名の諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

選挙第6号 笠間・水戸環境組合議会議員の選挙について

議長（石崎勝三君） 日程第12、選挙第6号 笠間・水戸環境組合議会議員の選挙を行います。

本件は、組合同約第5条第2項の規定により、議員の中から4名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

笠間・水戸環境組合議会議員に、26番常井好美君、15番上野 登君、24番須藤勝雄君、12番海老澤 勝君の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君を、笠間・水戸環境組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました4名の諸君が、笠間・水戸環境組合議会議員に当選されました。

当選告知

議長（石崎勝三君） ただいま当選されました4名の諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

選挙第7号 茨城地方広域環境事務組合議会議員の選挙について

議長（石崎勝三君） 日程第13、選挙第7号 茨城地方広域環境事務組合議会議員の選挙を行います。

本件は、組合規約第5条第2項の規定により、議員の中から6名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

さらにお諮りをいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

茨城地方広域環境事務組合議会議員に、22番柴沼 広君、18番大関久義君、6番鈴木裕士君、25番竹江 浩君、27番海老澤勝男君、17番町田征久君の6名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君を、茨城地方広域環境事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6名の諸君が、茨城地方広域環境事務組合議会議員に当選されました。

当選告知

議長（石崎勝三君） ただいま当選されました6名の諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

-
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
（一般会計補正予算・第6号）
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
（笠間市等公平委員会規約の変更について）
- 報告第3号 専決処分の報告について
（損害賠償の額を定め、和解することについて）

議長（石崎勝三君） 日程第14、報告第1号 専決処分の承認を求めることについてから報告第3号 専決処分の報告についての以上3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 報告第1号 専決処分の承認を求めることについてから報告第3号 専決処分の報告についての提案理由を申し上げます。

報告第1号及び第2号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分を同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めたものであります。

また、報告第3号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分を同条第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、総務部長から説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（石崎勝三君） 総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 報告第1号から3号につきまして、提案理由を説明申し上げます。

報告第1号、専決第44号、平成18年度笠間市一般会計補正予算（第6号）の専決処分につきまして、その内容をご説明申し上げます。

専決処分書にもありますように、笠間市議会議員一般選挙に伴う経費 5,852万 1,000円を平成18年11月20日付で専決処分したものでございます。

それでは、3ページをお開きいただきたいと思います。

歳出補正予算事項別の明細書でございます。総括でございます。

2款の総務費52万 1,000円を補正するものであります。

さらに、13款の予備費52万 1,000円を減額し、そして歳出合計額 278億 2,445万 3,000円と、全体額に変わりはありません。

それでは、4ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳出の2款総務費、14目財政調整基金費であります。5,800万円を減額し、3億1,849万 8,000円とするものでございます。財政調整基金の積立金を減額するものでございます。

次に、2款総務費、8目笠間市議会議員一般選挙費 5,852万 1,000円を増額補正するものでございます。これは笠間市議会一般選挙の経費でございます。選挙人名簿の調製事務、52投票所での投票事務、開票事務、360カ所のポスターの掲示場、選挙公費負担の経費等でございます。1節の報酬から19節の負担金補助及び交付金までの各説明にあるとおりでございます。

次に、13款の予備費、1目予備費52万 1,000円を減額し、収支のバランスをとったところでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げまして、説明といたします。

次に、報告第2号、専決第45号、笠間市等公平委員会規約の一部を変更する専決処分につきまして、その内容をご説明申し上げます。

平成18年12月1日付をもちまして、笠間市等公平委員会規約の一部を次のように変更するものでございます。旧友部、岩間、内原で運営をしておりました友部地方広域環境組合、第1条でございますが、名称を「笠間・水戸環境組合」に改めるものでございます。さらに、5条2項中の「職員定数」を「職員数」に改めるものでございます。

なお、この附則でございますが、この規約は、環境組合の名称変更に合わせて、平成19年1月1日から施行をしているところでございます。

続きまして、報告第3号、専決第46号につきましてご説明を申し上げます。

本件は、公用車の物損事故につきまして、損害賠償の額を定め和解することを平成18年12月23日をもちまして専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

専決処分の内容は、平成18年11月24日に、社会福祉課の公用車が笠間稻荷神社の車に追突し、損害を与えたことについて和解するものでございます。

なお、事故直後から数日を経過いたしましても、相手からの痛みの訴えがないために、車両の修理代として19万 2,818円を支払うことにより、平成18年12月23日に示談をしております。

また、支払われます賠償金につきましては、全国市有物件災害共済会から補てんをされる予定でございます。

以上、報告3件につきましての説明を終わりいたします。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第1号及び報告第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託及び討論を省略し、直ちに採決をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより報告第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、報告第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は原案のとおり承認することに決しました。

報告第3号については、地方自治法第180条第2項の規定により、報告事項となっております。

議案第1号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて

議長（石崎勝三君） 日程第15、議案第1号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、18番大関久義君の退席を求めます。

〔18番 大関久義君退場〕

議長（石崎勝三君） 18番大関久義君が退席いたしました。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第1号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本件は、議会からご推薦をいただきました大関久義氏を笠間市監査委員に選任したく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託及び討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 異議なしと認め、そのように決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

大関久義君の出席を求めます。

〔18 番 大関久義君入場〕

議長（石崎勝三君） 大関久義君が出席をいたしました。

議案第 2 号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（石崎勝三君） 日程第 16、議案第 2 号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第 2 号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行される笠間市政治倫理条例に規定する審査会の委員の報酬等を定めるものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りま

すようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 市長公室長永井 久君。

市長公室長（永井 久君） 議案第2号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

1枚めくっていただきますと、本条例は、平成19年4月1日から施行される笠間市政治倫理条例に規定する審査会の委員の報酬等を定めるために、笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

委員の報酬額につきましては、合併前の笠間市、岩間町の政治倫理審査会委員の報酬額及びその職務内容が類似している情報公開等審査委員の報酬を参考に、日額1万円とするものであります。

以上、概略ではありますが、議案第2号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わりといたします。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後3時55分休憩

午後4時00分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（石崎勝三君） 日程第17、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおり各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

閉会の宣告

議長（石崎勝三君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて平成19年第1回笠間市議会臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後4時02分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会臨時議長 鈴木貞夫

笠間市議会議長 石崎勝三

署名議員 小磯節子

署名議員 石田安夫